

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和6年度
計画主体	大野城市

大野城市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 大野城市環境経済部
産業振興課
所在地 大野城市曙町二丁目2番1号
電話番号 092-501-2211
FAX番号 092-572-8432
メールアドレス sangyo@city.onojo.fukuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、カラス、アライグマ、タヌキ、アナグマ、イタチ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	福岡県大野城市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害額	被害面積
イノシシ	稲	4千円	0.38a
シカ	—	0千円	0a
サル	—	0千円	0a
カラス	—	0千円	0a
アライグマ	野菜類	7千円	0.06a
タヌキ	—	0千円	0a
アナグマ	—	0千円	0a
イタチ	—	0千円	0a

※年度により、イノシシ、サル、カラス等の被害あり。

(2) 被害の傾向

<p>【イノシシ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、稲への被害が報告された。また、山林がある南地区及び東地区を中心に年間を通して地面を掘り起こすなどの被害を及ぼしている。 ・捕獲頭数は、年度によって変動がある。 ・主な被害作物は、水稲である。
<p>【シカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年、東地区及び南地区の山奥で目撃情報が散見されている。 ・今後、頭数の増加により被害が発生する可能性がある。
<p>【サル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、農作物への被害がなかったものの、過去には農作物被害が確認されている。 ・活動範囲はイノシシよりも広く、また、年々人を恐れなくなっており、東地区及び南地区を中心に、住宅地に頻繁に出没し、民家にある果樹を食べたり、人を威嚇したりすることもある。 ・令和5年8月からの数カ月間、南地区にて頻繁に出没、8件の人的被害が発生。目撃情報等含め、計44件の通報を受け付けた。
<p>【カラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年11月からの数カ月間、自家用車のワイパーゴムをついばむ個体が南地区に発生し、同個体の生息域に生活する住民に大きな被害を及ぼした。

<ul style="list-style-type: none"> ・農作物への被害は報告されていないが、令和5年4月に家庭菜園（果実等）への被害相談が寄せられた。 ・子育ての期間となる春頃には、人を威嚇する。令和5年5月～7月にかけて、くちばしや爪による攻撃で計4件の人的被害が発生。
【アライグマ】
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、本市での目撃情報及び相談件数が増加している。 ・農作物への大きな被害は報告されていないが、家庭菜園（果実等）への被害相談が寄せられている。
【タヌキ、アナグマ、イタチ】
<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ農作物被害は確認されていないが、家庭菜園への被害相談や牛頸区を中心に目撃情報が寄せられているため、継続的に対策を行う必要がある。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和9年度)
イノシシ	被害金額	4千円	0千円
	被害面積	0.38a	0a
シカ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
サル	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
カラス	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
アライグマ	被害金額	7千円	0千円
	被害面積	0.06a	0a
タヌキ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
アナグマ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a
イタチ	被害金額	0千円	0千円
	被害面積	0a	0a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

①有害鳥獣の捕獲等に関する取組

【イノシシ】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予察捕獲の計画を立て、有害鳥獣駆除員による銃器・箱罠での捕獲を実施。 ・ 令和5年より、市で狩猟免許を有する専門職員（有害鳥獣対策専門員）を2名任用し、捕獲体制の整備を行った。 ・ 令和3年度に2基の箱わなを追加購入し、捕獲体制を強化した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲体制の持続可能性について、協議検討を行う必要がある。 ・ 今後は、狩猟免許取得者数を増やすとともに、自衛策を強化していく必要がある。

【シカ】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今までは、目撃情報が散見されるのみで、被害報告は無かったため、特に対策は講じていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現段階では被害がなく、生息状況も把握していないため、対策の方向性が不明。 ・ シカの捕獲方法について調査研究を進める必要がある。

【サル】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元住民の通報に応じ、市職員と警察署員が連携し、追い払い活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追い払っても再度出没することが多く、有効な対策をとることができていない。 ・ 根本的な解決のためには、地域住民の協力のもと、地域ぐるみでサルを追い払う体制の整備等が必要となっている。

【カラス】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・有害鳥獣駆除員による銃器での鳥獣捕獲を牛頸森林区域において実施している。	・市街地を中心に被害が発生しているが、銃による駆除が可能なのは、実質山林内となるため、有効な対策をとれていない状況である。

【アライグマ】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・都市部での対応については、箱罠の貸し出しを行い、鳥獣被害対策実施隊による駆除を行っている。 ・令和5年より、市で狩猟免許を有する専門職員を2名任用し、捕獲体制の整備を行った。	・捕獲体制の持続可能性について、協議検討を行う必要がある。

【タヌキ、アナグマ、イタチ】

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・都市部での対応については、箱罠の貸し出しを行い、鳥獣被害対策実施隊による駆除を行っている。	・イノシシやアライグマほどの被害は出ていないが、被害の報告があった際には、対応できる体制を整えておく必要がある。

②防護柵の設置等に関する取組

	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置等に関する取組	・鳥獣被害総合対策交付金を活用し、農家に対し防護柵の配布を行ってきた。	・すでに設置した農家に対し、適切な管理の継続を依頼していく必要がある。

③生息環境管理その他の取組

	従来講じてきた被害防止対策	課題
生息環境管理その他の取組	・ 山際の市有地について、定期的に除草作業を行い、緩衝帯を設置した。	・ 山と住宅が接する所が多く、緩衝帯が確保できない所も多い。

(5) 今後の取組方針

<p>●基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣による農作物の被害を未然に防止する観点から、市域全体を対象に事業を実施する。 ・ 実施にあたっては、協議会や地域住民との連携を図り、効果的な対策をとる。 ・ 本市と筑紫野市の鳥獣被害防止対策協議会の連携による、広域的な被害防止対策・捕獲方法の検討、情報交換を行う。 ・ 本市と筑紫野市の間で、それぞれが抱える課題や有効対策の情報等を共有しながら、地域ぐるみの鳥獣被害防止対策に取り組む体制を整備し、被害を受けにくい環境作りを目指す。 <p>●実施事業について</p> <p>以下の3つの事業を並行して行い、鳥獣被害防止総合対策を実施することで、効果的な被害防止対策を行っていく。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 作物に対する被害を防止する「予防対策事業」 ② 有害鳥獣の捕獲・駆除を行う「捕獲・駆除事業」 ③ 農家の被害防止知識の普及と意識啓発を図る「啓発事業」 <p>●個別事業について</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 予防対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害発生頻度等を基準に優先順位を整理し、侵入防止柵の設置等を進める。 ・ 具体的には、被害発生状況（頻度）、農家の要望、事業実施の確実性、実施効果などを総合的に判断し、計画的に実施する。 ② 捕獲・駆除事業 <ul style="list-style-type: none"> 銃器及び箱罠設置による捕獲・駆除を実施する。 ③ 啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> 農家を対象に、有害鳥獣対策専門員等による現地での指導を積極的に行い、知識普及と意識啓発を図ることにより、地域住民が放任果樹の除去、藪の刈払いによる緩衝帯の整備、追い払い活動等を主体的に行えるような体制の整備を図る。（生息環境整備の推進） <p>●事業効果の検証と見直し</p> <p>令和7年度以降の事業については、農作物の被害状況、出没情報等から、事業の実施効果を検証し、必要な見直しを行う。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>●イノシシ</p> <p>市有害鳥獣駆除員による銃器（ライフル銃を含む）を用いた予察捕獲及び、市専門職員等による、罾を用いた予察捕獲及び対処捕獲を実施する。</p> <p>また、農業従事者の自衛のための罾及び侵入防止柵設置による被害防止を図る。</p>
<p>●シカ</p> <p>市有害鳥獣駆除員による銃器（ライフル銃を含む）を用いた予察捕獲及び、市専門職員等による、罾を用いた予察捕獲及び対処捕獲を実施する。</p>
<p>●サル</p> <p>市職員、警察署員による追い払いを実施するとともに、啓発チラシ等を作成し、地域住民にサルについての正しい知識の習得を促すことで、地域住民と連携を図り、追い払い体制を強化する。</p>
<p>●カラス</p> <p>銃器を用いた対処捕獲の実施を検討する。また、サル同様に、地域住民と連携を図り、追い払い体制を強化する。</p>
<p>●アライグマ、タヌキ、アナグマ、イタチ</p> <ul style="list-style-type: none">・銃及び罾を用いた捕獲を実施する。・市街地における被害に関しては、市専門職員等による捕獲活動を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	イノシシ シカ サル カラス アライグマ タヌキ アナグマ イタチ	<ul style="list-style-type: none">・箱罾等の捕獲機材購入・有害鳥獣対策専門員等による現地での指導を積極的に行い、知識普及と意識啓発を図る。・状況に応じて、県農林事務所等の関係機関と連携を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
●イノシシ	過去5年間の平均捕獲頭数（約105頭）を参考に、110頭と設定した。
●シカ	出没状況がほとんどないが、今後増加する可能性があることから、10頭を捕獲計画数とした。
●カラス	近年捕獲の実績がほとんどないことから、10羽を捕獲計画数とした。
●アライグマ	過去5年間の平均捕獲頭数は約28頭であり、概ね30頭程度で推移しているが、目撃情報は多く、今後も捕獲数が増加する可能性があるため、40頭を捕獲計画数とした。
●タヌキ	出没状況から10頭を捕獲計画数とした。
●アナグマ	アライグマの増加に伴い、捕獲頭数が年々減少しているが、目撃情報は定期的にあることから、10頭を捕獲計画数とした。
●イタチ	出没状況から10頭を捕獲計画数とした。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	110頭	110頭	110頭
シカ	10頭	10頭	10頭
カラス	10羽	10羽	10羽
アライグマ	40頭	40頭	40頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
アナグマ	10頭	10頭	10頭
イタチ	10頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
<p>イノシシ 捕獲手段：箱罟、銃器 捕獲期間：例年被害が多発する期間 捕獲場所：牛頸・乙金区（銃器による捕獲は、集落や住宅付近を除く）</p> <p>シカ 捕獲手段：箱罟、銃器 捕獲期間：被害が多発する期間 捕獲場所：牛頸・乙金区（銃器による捕獲は、集落や住宅付近を除く）</p> <p>カラス 捕獲手段：銃器 捕獲期間：被害が多発する期間 捕獲場所：牛頸区（集落や住宅付近を除く）</p> <p>アライグマ、タヌキ、アナグマ、イタチ 捕獲手段：箱罟、銃器 捕獲期間：出没が多発する期間 捕獲場所：牛頸・乙金区他</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及び取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和7年度～令和9年度
イノシシ等	ワイヤーメッシュ柵300m ※侵入防止柵設置延長については、事業効果等を検証し、必要な見直しを行う。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和7年度～令和9年度
イノシシ等	現在設置しているワイヤーメッシュ柵の稼働状況、効果について定期的に確認する。

5. 生育環境管理その他被害防止施策に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～令和9年度	イノシシ、シカ、サル、カラス、アライグマ、タヌキ、アナグマ、イタチ	地域において、有害鳥獣対策専門員等による指導・助言を行うことで、地域住民が主体的に放任果樹の除去、藪の刈払いによる緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制の整備を図る。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

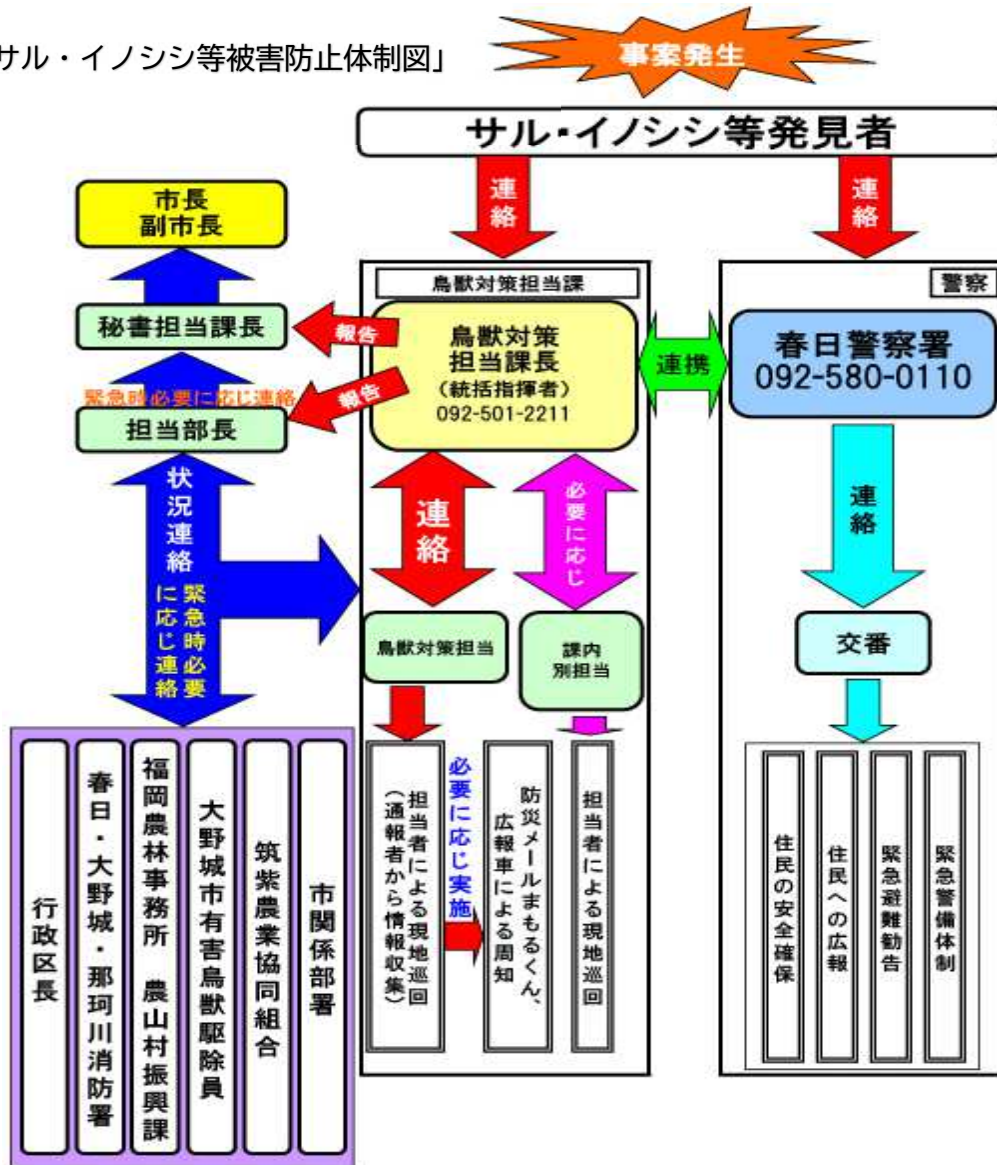
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大野城市 鳥獣対策担当課	○情報収集 ○住民・関係機関への注意喚起 ○追い払い・捕獲
春日警察署	○情報収集 ○住民・関係機関への注意喚起 ○緊急時の捕獲補助
大野城市鳥獣被害防止対策協議会	○駆除・捕獲
大野城市 鳥獣被害対策実施隊	○対象鳥獣の出没への緊急対応 ○住宅地における生活被害への対応
筑紫農業協同組合	○市・警察署への情報提供 ○農家への注意喚起
福岡農林事務所	○市・警察署への情報提供 ○相談対応
春日・大野城・那珂川消防署	○負傷者の応急処置・医療機関への搬送

(2) 緊急時の連絡体制

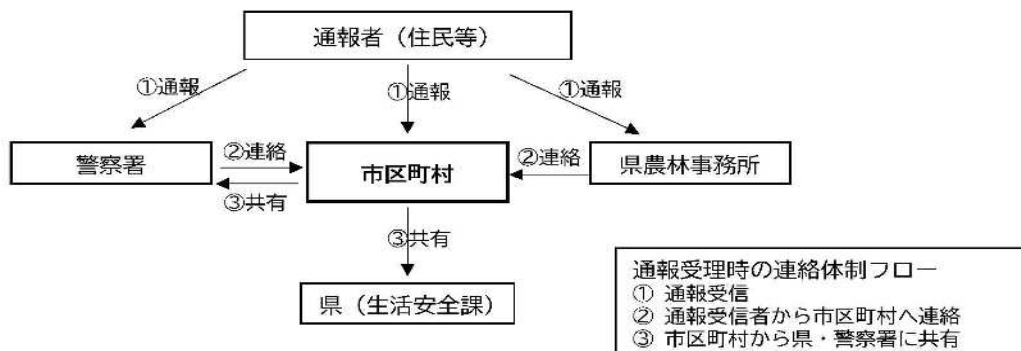
サル・イノシシ等の頻繁な出没、または人的被害等発生時には、以下の体制により対応する。

「サル・イノシシ等被害防止体制図」



なお、令和6年9月に福岡県が策定した「福岡県野生鳥獣による被害防止マニュアル」の内容にも留意し、対応する。

「情報受理時における連絡体制図」福岡県野生鳥獣による被害防止マニュアルより



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、焼却処分を基本とし、やむ得ない場合は生態系に影響を与えないように埋設処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その他有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食品としての利用推進については、利用できる個体の供給が困難なうえ、食品衛生管理基準を満たせず、現状では困難であるが、実施可能な方法について今後も研究していく。
ペットフード、皮革、その他（油脂、骨製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	現段階では利用は困難である。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

① 筑紫野・大野城地域鳥獣被害防止対策広域協議会

有効な捕獲方法や被害防止対策等の情報を共有することで、本市と筑紫野市において効果的かつ広域的な被害防止対策を実施する。

構成機関の名称	役割
大野城市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換、広域連携
筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣の捕獲、被害防止、情報交換、広域連携

② 大野城市鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
大野城市農事推進委員会	○事務局が提案した企画の検討、助言 ○地元農業者との連絡調整 ○被害等の把握、情報提供 ○被害防止対策の実施
筑紫農業協同組合	○事務局が提案した企画の検討、助言 ○被害等の把握、情報提供 ○農家への営農指導
大野城市有害鳥獣駆除員	○有害鳥獣捕獲の実施 ○効果的な捕獲方法等の指導
福岡県福岡農林事務所 福岡普及指導センター	○事務局の企画立案に対する技術的な助言、検討
大野城市 環境経済部	○関係機関との連携体制の構築（農政担当部局）
大野城市 鳥獣対策担当課	○事務局としての協議会活動の統括

③ 筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会

構成機関の名称	役割
市有害鳥獣駆除班	狩猟者、駆除班の立場から、事務局の企画内容を検討し、助言を行い、個体数調整を実施する。
農事実行組合地区代表	被害等情報を提供し、事務局が企画立案に対し助言を行うとともに、地元との調整を行う。
中山間地代表	中山間地域の被害等情報を提供し、事務局が企画立案に対し助言を行うとともに、地元との調整を行う。また、自衛防除を行う。
福岡県福岡農林事務所 福岡普及指導センター	事務局の企画立案に対し、技術的な助言、検討を行う。
筑紫農業協同組合 農業振興課	事務局と連携し企画の立案、防除対策に取り組む。
筑紫野市 鳥獣対策担当課	事務局として協議会を総括し、防除対策に取り組む。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福岡県福岡農林事務所	協議会活動に対して、指導・助言を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市が任命する鳥獣被害対策民間実施隊（4名）及び市職員で構成され、対象鳥獣出没への緊急対応等を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域住民が主体的に緩衝帯の整備、追い払い活動等を行えるような体制の整備に重点をおいて取り組んでいく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策の実施にあたっては、研究者や専門家等の助言を積極的に取り入れ実施するものとする。